

集団的自衛権について

1. はじめに

- ・ 個別的自衛権の肯定

自国の存立を維持し、国民の生命・自由等の諸権利を保護するための措置をとることは、あらゆる国家にとっての最低限の任務 1972年10月14日政府見解

- ⇒ (1) 日本に対する急迫不正の侵害
(2) これを排除するために他に適当な手段がない (必要性)
(3) 必要最小限度の実力行使 (比例性)

- ・ 集団的自衛権の否定

自衛権の行使は、日本国民の生命・自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという対処するための措置としてはじめて認められる ⇒他国への攻撃には対処できない

集団的自衛権の行使を否定する憲法解釈は変更できないし、これを許容するためには憲法の改正が必要 1983年2月22日および1996年2月27日の内閣法制局長官答弁

2. 閣議決定による憲法解釈変更の問題点

- ・ 立憲主義への攻撃

- ・ 憲法解釈の根底的不安定化

徴兵制は「意に反する苦役」として禁じられる 1980年12月26日政府見解

- ・ 内閣法制局の変質

3. 7月1日閣議決定の内容上の問題点

- ・ 憲法解釈の「変造」

- ・ 集団的自衛権行使要件の奇怪さ

日本と密接な関係にある他国への武力攻撃により、我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合

4. 積極的平和主義

5. アメリカとの同盟関係の強化